

1 平成25年度一般会計予算執行状況

款	歳 入		収 入 率
	予 算 額 (千円)	収入済額 (千円)	
市税	4,668,329	2,830,813	60.6%
地方譲与税	313,346	88,436	28.2%
利子割交付金	8,583	4,520	52.7%
配当割交付金	3,000	2,165	72.2%
株式等譲渡所得割交付金	850	0	0.0%
地方消費税交付金	400,953	258,155	64.4%
自動車取得税交付金	57,954	24,911	43.0%
地方特例交付金	15,015	15,015	100.0%
地方交付税	10,404,087	7,203,227	69.2%
交通安全対策特別交付金	9,051	4,804	53.1%
分担金及び負担金	219,100	103,763	47.4%
使用料及び手数料	257,307	135,517	52.7%
国庫支出金	(351,045)	(0)	(0.0%)
	2,371,474	875,634	36.9%
県支出金	(90,889)	(50,016)	(55.0%)
	2,037,849	296,827	14.6%
財産収入	35,628	15,750	44.2%
寄附金	18,032	16,923	93.8%
繰入金	741,248	0	0.0%
繰越金	(94,358)	(0)	(0.0%)
	1,468,560	0	0.0%
諸収入	(10,833)	(10,833)	(100.0%)
	649,817	58,318	9.0%
市債	(302,800)	(0)	(0.0%)
	3,181,532	39,500	1.2%
歳入合計	(849,925)	(60,849)	(7.2%)
	26,861,715	11,974,278	44.6%

平成25年9月30日現在

款	歳 出		執 行 率
	予 算 額 (千円)	支出済額 (千円)	
議会費	280,126	150,648	53.8%
総務費	(80,449)	(80,449)	(100.0%)
	5,663,413	2,612,356	46.1%
民生費	(30,537)	(0)	(0.0%)
	5,782,109	2,050,463	35.5%
衛生費	(4,811)	(230)	(4.8%)
	2,931,838	972,752	33.2%
労働費	41,324	20,793	50.3%
農林水産業費	1,458,841	323,367	22.2%
商工費	1,393,359	814,005	58.4%
土木費	(283,808)	(151,889)	(53.5%)
	3,193,838	519,046	16.3%
消防費	1,007,649	437,442	43.4%
教育費	(411,198)	(180,046)	(43.8%)
	2,483,171	1,109,384	44.7%
災害復旧費	(39,122)	(10,922)	(27.9%)
	193,744	18,865	9.7%
公債費	2,378,865	1,131,073	47.5%
予備費	53,438	0	0.0%
歳出合計	(849,925)	(423,536)	(49.8%)
	26,861,715	10,160,194	37.8%

※()内は、うち繰越分

2 平成25年度特別会計予算執行状況

平成25年9月30日現在

会 計 名	予 算 額 (千円)	歳 入		歳 出		歳入歳出 差引額 (千円)
		収入済額 (千円)	収入率	支出済額 (千円)	執行率	
国民健康保険事業特別会計	6,511,595	2,378,731	36.5%	2,457,077	37.7%	△ 78,346
後期高齢者医療事業特別会計	521,068	153,755	29.5%	151,531	29.1%	2,224
介護保険事業特別会計	4,583,837	2,095,743	45.7%	1,887,550	41.2%	208,193
公有林整備事業特別会計	4,505	68	1.5%	688	15.3%	△ 620
喜多方西部土地区画整理事業特別会計	50,447	10	0.0%	25,346	50.2%	△ 25,336
塩川駅西土地区画整理事業特別会計	104,604	556	0.5%	45,393	43.4%	△ 44,837
農業集落排水事業特別会計	198,555	11,944	6.0%	81,494	41.0%	△ 69,550
下水道事業特別会計	1,508,945	94,000	6.2%	551,198	36.5%	△ 457,198
山都簡易水道事業等特別会計	948,755	21,686	2.3%	323,464	34.1%	△ 301,778
高郷簡易水道事業特別会計	97,973	13,408	13.7%	49,164	50.2%	△ 35,756
駒形財産区特別会計	9,099	12	0.1%	48	0.5%	△ 36
一ノ木財産区特別会計	41,612	2	0.0%	69	0.2%	△ 67
早稲谷財産区特別会計	20,675	0	0.0%	161	0.8%	△ 161

3 市債現在高調(会計別)

平成25年9月30日現在 (単位:円)

会 計 名	現 在 高
一般会計	22,217,525,657
喜多方西部土地区画整理事業特別会計	87,242,909
塩川駅西土地区画整理事業特別会計	421,039,936
農業集落排水事業特別会計	1,507,003,897
下水道事業特別会計	9,017,463,121
山都簡易水道事業等特別会計	1,508,149,464
高郷簡易水道事業特別会計	543,509,620
水道事業会計	2,227,708,585
合 計	37,529,643,189

4 市債現在高調(借入先別)

平成25年9月30日現在 (単位:円)

借 入 先 名	現 在 高
財政融資資金(旧資金運用部含む)	16,322,326,457
厚生年金	425,044,340
国民年金	58,012,816
旧簡易生命保険資金	1,902,437,814
旧郵便貯金資金	1,625,705,687
地方公共団体金融機構	12,366,990,109
東邦銀行	869,987,847
会津信用金庫	95,460,435
福島銀行	20,472,000
大東銀行	255,062,287
会津商工信用組合	769,065,492
会津いいで農業協同組合	1,389,106,703
市町村振興協会	828,389,413
福 島 県	601,581,789
合 計	37,529,643,189

5 財政状況公表に係る用語の意味

【あ行】

・一般会計

地方公共団体の会計の中心をなす会計で、行政運営の基本的な経費全般を計上する会計です。会計は単一で経理をするのが理想的ですが、行政活動は広範で多岐にわたるため、特定の目的については、必要に応じて特別会計を設置することで明確にしています。

・衛生費

保健衛生、環境衛生、母子保健、公害対策、塵芥処理などに関する経費です。

【か行】

・繰入金

地方公共団体の各会計間、一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動のことをいいます。

・繰越金

余ったお金を翌年度の財源として繰り越すものをいいます。

・交通安全対策特別交付金

地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設置及びその管理に必要となる経費に充てるためのもので、交通反則金の一部が市に交付されるものです。

・国県支出金

国、県の事務、事業を行った場合や社会資本のための事業など特定の目的の財源として、国や県から交付される補助金などがこれに該当します。

・公債費

市が学校建設、道路改良、上・下水道の整備などのために借り入れしたお金を返済するための経費です。

・教育費

幼稚園、学校、社会教育などに関する経費です。

【さ行】

・歳入

会計年度(毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間)における一切の収入をいいます。

・市税

市に納めて頂いた税金です（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税などがあります。）

- ・ **使用料及び手数料**

使用料は、市が有する行政財産や公の施設を使用させた場合にその使用された方から納めていただくものです。（公営住宅使用料など）
手数料は、市が特定の方のために行う業務に対し納めていただくものです。（各種証明手数料など）

- ・ **財 産 収 入**

市が有する財産を貸したり売却した場合などに生じる現金収入をいいます。

- ・ **諸 収 入**

特定の歳入のための科目ではなく、他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目です。

- ・ **自動車取得税交付金**

県が徴収した税金（自動車取得税）の一部が市へ交付されるものです。

- ・ **市 債**

学校建設、道路の整備、上・下水道の整備などのため、県知事の同意等を受けて政府資金や金融機関から借り入れし、長期にわたり返済していくものです。

- ・ **歳 出**

会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間）における一切の支出をいいます。

- ・ **災害復旧事業費**

降雨、暴風、洪水、地震、その他の災害によって被害を受けた施設等を原形に復旧するための事業に要する経費です。

- ・ **商 工 費**

商工業振興対策、中小企業振興対策、観光振興などに関する経費です。

- ・ **消 防 費**

消防団運営、消防施設整備、災害対策などに関する経費です。

- ・ **総 務 費**

徴税、戸籍住民基本台帳、選挙などに関する経費です。

- ・ **【た行】**

- ・ **特別会計**

特別会計は一般会計に対し、特定の目的の歳入歳出について経理するため、条例によって設置された会計です。

- ・ **地方譲与税**

国の税金の一部が一定の基準により市に譲与される税金をいい、自動車重量譲与税や地方揮発油譲与税がこれに該当します。

- ・ **地方消費税交付金**

県が徴収した税金（地方消費税）の一部が市へ交付されるものです。

- ・ **地方特例交付金**

平成11年度の税制改正による恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有するものとして国から交付されるものです。

- ・ **地方交付税**

地方自治体間の財源の不均衡を是正し、すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な財源を保障する目的で、国が徴収する税金（所得税、法人税、酒税、消費税等）の中から市の財政需要に応じて国から交付されるものです。

- ・ **土木費**

道路維持、除雪、河川管理、都市計画、住宅などに関する経費です。

- 【な行】

- ・ **農林水産業費**

農業振興、林業振興などに関する経費です。

- 【は行】

- ・ **分担金及び負担金**

特定の利益を受けた方から徴収するものです。

- 【ま行】

- ・ **民生費**

社会福祉、児童福祉、生活保護などに関する経費です。

- 【や行】

- ・ **予備費**

予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、用途を特定しないで歳入歳出予算に計上し、執行機関にその使用を委ねた目的外予算をいいます。